

8月から9月の緊急事態措置の影響を受けた市内事業者の皆様へ

わっかない事業者応援緊急支援金

募集要項

1. 概要

稚内市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大をうけて決定された、令和3年8月27日から9月30日までの緊急事態措置により、売上減少や営業時間の短縮による影響を受けた事業者に対して、『わっかない事業者応援緊急支援金』を給付します。

2. 給付対象者

本支援金の申請要件は、次の要件を満たす事業者とします。

- ①稚内市内に緊急事態措置の影響を受けた事業所を有する事業者
- ②下記のいずれかの支援金の支給を受けた事業者
 - a.国の月次支援金(※令和3年8、9月分のいずれか)
 - b.北海道の道特別支援金C
 - c.北海道の緊急事態措置協力支援金(飲食店等)
(※8～9月分、9月分の両方の期間で北海道からの要請内容に依拠していること)

3. 給付金額

1事業者当たり **20万円**

4. 受付期間

令和3年11月12日(金)から令和4年2月28日(月)【当日消印有効】

5. 申請方法

申請書類を下記の住所へ郵送してください。

〒097-8686 稚内市中央3丁目13番15号

稚内市役所 建設産業部 水産商工課 商工・労働グループ 宛て

※感染症の拡大防止のため、可能な限り、郵送での提出にご協力願います。

◎お問い合わせは…

電話 0162-23-6467(直通)まで 受付時間 平日 8時45分～17時30分

《 申請の方法 》

1 申請要件

本支援金の申請要件は、次の全ての要件を満たす事業者とします。

- (1) 令和3年8月26日に北海道において決定された北海道における緊急事態措置及び同年9月10日に北海道において決定された北海道における緊急事態措置(改定)緊急事態措置の影響を受けた事業所を、稚内市内に有している事業者

※この支援金における緊急事態措置の期間…令和3年8月27日から9月30日まで

- (2) 下記のいずれかの支援金の支給を受けた事業者
 - a.国の月次支援金(※令和3年8、9月分のいずれか)
 - b.北海道の道特別支援金C
 - c.北海道の緊急事態措置協力支援金(飲食店等)(※8～9月分、9月分の両方)
- (3) 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が稚内市暴力団の排除の推進に関する条例(平成26年条例第7号)第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係事業者に該当しないこと。

2 給付額

1 事業者当たり 20 万円

3 申請手続き等

- (1) 本支援金の申請に必要な書類等の入手方法
 - ① 稚内市ホームページ(下記URL)より、申請書類等をダウンロードすることができます。
<https://www.city.wakkanai.hokkaido.jp/sangyo/shoko/shien/jigyousyaouen.html>
 - ② 稚内市役所本庁舎、宗谷支所及び沼川支所に申請書類等を用意しています。
- (2) 申請書類の提出
下記に定める書類を提出してください。
 - ① わっかない事業者応援緊急支援金 給付申請書(別記第1号様式)
 - ② 誓約書(別記第2号様式)
 - ③ 下記のいずれかの支援金の支給を受けたことがわかる書類の写し(支給決定通知書等)
 - a.国の月次支援金(令和3年8、9月分のいずれか)
 - b.北海道の道特別支援金C
 - c.北海道の緊急事態措置協力支援金(飲食店等)(8～9月分、9月分の両方)
 - ④ 通帳(口座名義人、口座番号、預金種別、金融機関名、支店名が分かるページ)の写し
令和2年度に実施した市の事業者向け支援金と同一の振込先であれば通帳の写しは不要です。
※必要に応じて、追加書類の提出及び説明を求めることがあります。
※申請書類の返却はいたしません。

4 申請受付期間・申請方法

(1) 申請受付期間

令和3年11月12日(金)から令和4年2月28日(月)までとし、期間中の申請回数は1回とします。

(2) 申請方法

申請書類を下記の住所へ郵送してください。

【郵送先】 〒097-8686 稚内市中央3丁目13番15号

稚内市役所 建設産業部 水産商工課 商工・労働グループ

※感染症の拡大防止のため、可能な限り、郵送での提出にご協力願います。

〈郵送にあたっての注意事項〉

- ・簡易書留や一般書留、レターパックプラスなど、郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。
- ・令和4年2月28日(月)の消印有効です。
- ・切手を貼付し、裏面には、差出人の住所及び氏名を必ずご記入ください。

5 給付の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められるときは支援金を給付します。

本支援金の給付開始は11月下旬以降、順次給付していくことを予定しています。

※審査の中で不明な点等があれば、電話等により内容確認をさせていただくことがあります。

6 通知等

申請書類の審査の結果、本支援金を給付する旨の決定をしたときは、後日、給付に関する通知を発送します。一方、申請書類の審査の結果、本支援金を給付しない旨の決定をしたときは、後日、不支給に関する通知を発送します。

万一、申請書送付から1か月程度経過しても通知がない場合は、市役所水産商工課商工・労働グループ(Tel0162-23-6467(直通))までご連絡ください。

7 その他

(1) 本支援金給付の決定後、申請要件に該当しない事実や虚偽その他不正な手段により支援金の給付を受けたことが判明した場合には、本支援金の給付決定を取り消します。この場合、申請者は、支援金を返金することとなります。

(2) 本支援金支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、稚内市は、対象施設の休業等の取組に係る実施状況に関する検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。

(3) 申請書類に記載された情報は、公的機関(税務当局・警察等)の求めに応じて提供することがあります。